

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値	
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実	(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実	P42	地域包括支援センター	①	地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援の件数は減少しているものの、複雑な課題を抱えたケースは、より深刻化しています。 ・複雑化した課題を整理すると、個別の課題ではなく市全体としての共通課題（身寄り等がない方への対応や、買い物、通院等の移動手段）であることが見えてきています。 ・市全体としての共通課題に対し関係機関と共有、連携することで課題解決に向けて取り組んでいます。	・経済的な困窮や社会的孤立・虐待など、高齢者だけでなく世帯全体として課題を抱えているケースが増加しており、それら困難な相談事例に対応できるよう、各専門職種のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携が必要です。	相談支援において課題の抽出と解決する力を向上するためにケース会議や研修会への参加などを通じ専門職としてのスキルアップを図っています。また地域や居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関と情報共有や連携により課題解決を図ります。既存の制度やサービスではこれからの地域課題の解決が困難な場合は、資源開発も検討します。	所内でケース対応検討を行い、また研修等への参加によりスキルアップを行いました。ケースが抱える課題解決を目指し、地域や居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関と情報共有や連携を行いました。	所内でケース対応検討を行い、また研修等への参加によりスキルアップを図ります。ケースが抱える課題解決を目指し、地域や居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関と情報共有や連携に努めます。	相談件数に対する連携回数の割合	%	72.8	73.8	74.8	75.0	71.7	75.0	75.0
					P43	医療福祉政策課 地域包括支援センター	②	包括的・重層的な支援に向けた連携体制の強化	・包括的・重層的な支援のため、令和3年度より重層的な支援体制整備事業に取り組んでいます。	・高齢者をとりまく複合化した地域課題に多機関が連携できる体制を整備していくことが必要です。	高齢者を取り巻く複合化した地域課題の解決に多機関が連携して取り組むため、地域ケア会議を積極的に開催します。	地域ケア会議運営会議をエリア毎に1回ずつ開催しました。下半期にも1回ずつ開催予定です。地域福祉課題を抽出し、相談支援包括化推進員会議に報告しています。	相談支援包括化推進員会議で、地域課題等を共有するなど、多機関が連携して取り組む体制を整えています。	高齢者の関係した地域ケア会議の開催回数	回	17	21	16	22
	(2) 医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築	P44	医療福祉政策課	①	在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療と介護の連携において、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つである「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において多職種連携による支援のしくみづくりに取り組んでいます。 ・「お薬手帳を活用した在宅患者の薬の管理のしくみづくり」の継続的な取り組みを通じて、多職種間連携のほか、専門職と患者やその家族との関わりが高まっています。	・地域包括ケアシステムの構築に向け医療や介護、福祉関係者間の連携強化に取り組むとともに、課題の抽出・整理を行う課題解決に向けた検討が必要です。	2025年問題、さらにその先を見据え、引き続き、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みを進めていく必要があります。 「伊賀市地域医療戦略2025」で示す在宅医療をサポートする体制づくりや、3つの地域包括ケア圏域で想定する高齢者集中地域の動向を注視しながら、各圏域に設置している地域包括支援センターと医療・介護・福祉事業者等が連携し、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。 また、全世代型地域包括ケアシステムの構築に向けては、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を中心に、さらに多職種間の連携を深め、課題の抽出や整理を行う中で、新たな取り組みを進めています。	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を開催し、在宅医療・介護連携の取組みを行いました。 「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」では、お薬手帳を多職種間の連絡ツールとして情報共有する取組みを継続して実施しました。また、新たに、患者が自分らしく生きるために求める医療や介護等について考える「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する取組み」を立ち上げました。この取組みについては、周知啓発に向けた広報活動やアンケート調査を実施しました。	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を開催し、多職種間の連携を深め、課題の抽出、整理を行い、在宅医療・介護連携の取組みを進めます。 「ACPIに関する取組み」では、令和6年度に引き続き周知啓発活動を行います。また多職種連携の強化に向け、「ICTツール活用に関する研究」に取り組んでいます。	保健・医療・福祉分野の連携検討会の開催回数（回）	回	2	2	4	4	4	4	4
		P45	介護高齢福祉課 (介護事業係)	②	訪問看護等の充実	・医療的ケアを必要とする要介護者が安心して在宅生活を送るために、訪問看護をはじめとする医療系の介護サービスの充実が図られています。 ・看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所が既にサービスを提供しており、さらに新たな訪問看護事業所も開設されてきています。	・今後は、高齢者の機能回復に向けたサービスの需要動向を把握し、利用促進を図っていくことが必要です。	在宅介護の限界点を高め、誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、訪問看護や、機能回復をめざした訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービスについてケアマネジャー等との連携のもと、利用の促進を図っていきます。また、小規模多機能型居宅介護等のサービスについては、需要動向を考慮しながら整備を図っていきます。	令和7年度整備事業として、小規模多機能型居宅介護事業所の公募を11月～12月にかけて実施したが、応募なく、今後も応募の見込みがないことから、整備計画を「看護小規模多機能型居宅介護事業所」に変更し令和7年度に公募を行うこととした。	昨年度に変更した整備計画に基づき、令和7年度整備事業として「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の公募を実施。応募があった事業者について、今後、審査・選定を行い、選定されれば、来年度開設に向け整備を進めていく。									

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度の取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値	
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(3) 高齢者の権利を守る支援の充実	P46 地域包括支援センター	①	高齢者虐待防止策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の高齢者虐待に対する関心が高くなり、支援者を中心に通報の義務化により、養護者による高齢者虐待の通報・認定件数は年々増加傾向にあります。 ・高齢者虐待検討委員会では、虐待の事実の認定とともに、被害者の生命と財産を守り、虐待を解消するために、被害者及び養護者の支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止のためには、早期発見・早期対応が重要です。 ・保健・医療・福祉の関係機関や地域が、それぞれの立場で虐待を受けている高齢者のサインに早期かつ敏感に気づくことが必要です。 ・「もしかして虐待かも」と思った際には、周囲の人が勇気をもって相談機関につなぐことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者による高齢者虐待の通報・認定件数は昨年度に比べて減少傾向にはあるものの、依然として高水準で推移しています。虐待解消と養護者の支援を目的として、継続して高齢者虐待検討委員会を開催しました。また、研修会を開催し虐待防止の啓発活動を実施するとともに、各施設へ講師を派遣して虐待防止の意識向上に努めました。 												
				P47 介護高齢福祉課(高齢福祉係)	②	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進のため「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申し立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。 ・伊賀市地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています。 ・「伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、親族等による後見開始の審判請求が期待できない認知症高齢者や障がい者について、市長が審判の申し立てを行い、また審判請求に伴う費用の助成や後見人等の報酬助成を行う等、制度の円滑な利用促進を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進を図るため、伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携し、必要な時に必要な人が確実に制度を利用できることが必要です。 ・成年後見制度はまだ馴染みがなく、広く使われていないという状況を踏まえ、制度やサポートセンターの周知・啓発に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であることから、その利用方法や内容について、市民・医療機関・金融機関等関係機関の制度に対する理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。高齢化による家族や身寄りのない人の相談件数が増えている状況にあることから、サポートセンターと連携し、講演会や出前講座を通じて、本人の意思を尊重した生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。 ・また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図り、財産管理や身上監護ができるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展に伴い、家族や身寄りがない人の相談件数が増えている状況にあることから、引き続き伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携し、利用者本人の意思を尊重した生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。 ・さらに、日常生活自立支援事業との連携を図るなど、スムーズに制度の利用開始となる体制づくりを進めます。 ・また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図り、財産管理や身上監護ができるように支援します。 	相談件数	件	213	189	399	200	382	200	200
				P48 介護高齢福祉課(高齢福祉係)	③	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一人では日常生活に不安のある人が地域において安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理等や重要書類等の預かり・保管等の支援を行っています。 ・本市では、低所得者の利用者に対して、利用料の一部を助成しています 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の本人らしい生活を支えることができるよう、利用者が安定して事業を利用できる体制を整える必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がい等により、一人では日常生活に不安のある人の権利擁護を行う重要な事業であり、単に金銭管理や福祉サービス利用に関わる支援を行うのではなく、利用者の本人らしい生活を支えることがこの事業の目的であることから、利用者が安定して事業を利用できる体制を整える必要があります。支援を必要とする人が、安定して事業を利用できるよう引き続き利用料の助成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に不安のある人が、安心して自立した生活を送れる支援として行った、日常生活自立支援事業の報告が社会福祉協議会良い提出され、利用料の補助を行った。 ●令和6年度末時点 補助人数：87名 利用延べ回数：1,258回 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がい等により、一人では日常生活に不安のある人の権利擁護を行う重要な事業であり、単に金銭管理や福祉サービス利用に関わる支援を行うのではなく、利用者の本人らしい生活を支えることがこの事業の目的であることから、利用者が安定して事業を利用できる体制を整える必要があります。支援を必要とする人が、安定して事業を利用できるよう引き続き利用料の助成を行います。 								
(4) 地域ぐるみの高齢者支援の推進【重点】	P48 介護高齢福祉課(高齢福祉係)	①	「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・介護の分野とともに、商店・金融機関・交通機関・警察・消防等、高齢者の生活に関わる社会資源の幅広いネットワークとして、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の構築により、それぞれの活動の範囲内で相互に連携を図りながら見守り活動を行っています。 ・「高齢者あんしん見守りネットワーク事業の手引き」を作成し、ネットワーク会員に配布を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗数の縮小等により会員の登録数が減ってきており、情報共有などネットワークの活用方法が構築されていないことから、今後は具体的な活用方法や事業展開について協議していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実を図るため、ネットワーク会員を対象に研修や講演会等を開催します。店舗数の縮小等により、登録会員が減少傾向にあるため、新規事業者の参入について周知や啓発を行い、困りごとを抱えた高齢者の発見・連絡・支援を円滑に行えるよう、ネットワークのさらなる充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の登録事業者に対し確認を行い、廃業や統合の状況を整理しました。そして、登録事業者へ改めてガイドブックと登録会員シールの配布を行い、見守り活動への協力について依頼しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと連携し、認知症サポーター養成講座の開催など、高齢者支援に関する講座や研修等の情報を周知するなど、ネットワークのさらなる充実に努めます。 	高齢者あんしん見守りネットワーク会員登録件数	件	252	230	230	230	150	230	230		
			P49 地域包括支援センター	②	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地区において、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、地域住民代表や関係機関などが集まって地域ケア会議を開催しています。 ・地域ケア会議において、個別ケースの解決とともに、個別課題から見えてきた地域課題の情報共有や問題解決を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の一環として、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制の検討について引き続き積極的に会議を開催する必要があります。 ・「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」については、第4次伊賀市地域福祉計画と運動しながら地域に共通した課題の解決をめざすことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを最大限に活用しながら地域生活課題の解決を図るための検討を行います。現状のサービスでは解決できていない問題や潜在的なニーズに対応するため、地域支援者や関係機関の多機関協働による地域ケア会議を開催し、事例検討を通して個別ケースの課題の解決を図るだけでなく、個別ケースの解決から見えてきた地域課題を抽出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6地区14回の地域ケア会議運営会議を開催して、各関係機関が日頃抱える課題を共有し、地域福祉課題を抽出しました。その中でも現状のサービスでは解決できない問題が多くあることから、相談支援包括化推進員を活用したり地域福祉計画のプロジェクト会議等を活用したりするなどして課題に取り組みます。 	地域ケア会議の開催回数(重層的支援体制整備事業に係る会議)	回	24	31	28	30	28	30	30	

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度の取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値		
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		P50	医療福祉政策課	③	地域の事業者・団体との連携	・2022(令和4)年度末までに、14の事業者・団体等と高齢者の見守り等に関する協定を締結しています。 ・協定事業者の職員の気づきが自宅で倒れていた高齢者の早期発見につながるなど、地域ぐるみの高齢者支援につながっています。	・締結している協定事業者・団体との情報交換を強化し、高齢者支援を促進していくことが必要です。	協定を締結している事業者・団体等と定期的に情報交換を行い、市や社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク会議と連携した地域ぐるみの高齢者支援を進めます。	地域での健康増進等の啓発や、訪問時の見守り、募金を募って寄附いただくなど、各事業者ごとに取り組みを行っています。 年1回程度、協定を締結している事業者・団体等と情報交換を行います。	協定を締結している事業者・団体等と定期的に情報交換を行い、取組みの情報共有や意見交換を行うことで、高齢者支援を促進していきます。										
		P51	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	④	緊急通報システムの利用促進	・一人暮らしの高齢者の安全確保や不安の解消を図るため、在宅時の急病等の緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながる装置を貸し出しています。 ・コールセンターでは、緊急時、登録されている協力員へ訪問を要請し、救急車の出動要請等緊急時の対応、看護師等による健康相談への対応、月1回受信センターから利用者へ電話による「お元氣コール」を行っています。 ・人感センサーの標準設置により利用者本人が通報できない状況であっても、センサーの検知量が少ない場合、センターから安否確認を行う等対応しています。	・利用回線を拡大したことにより、これまで利用できなかった人も使用できる仕様とし、引き続き、利用者数の拡大を図るための周知を継続することが必要です。	一人暮らしの身寄りのない高齢者が増加する中、安心して在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの需要はますます高まっています。一人暮らし高齢者の日常生活の安全確保と離れて暮らす家族の不安解消のため、更に周知を強化するなど、沢山の人の利用を促進し、引き続き高齢者の自立生活を支援します。	包括連携協定事業者に、宅配や訪問時にチラシ配布の依頼を行った。民生委員児童委員にもチラシを配布し、事業内容の周知と必要な人への啓発を依頼。9月には、行政情報チャンネルでのお知らせ放送や、地区民生委員児童委員総会に市出席しサービスの説明を行いました。 ●R6年度 チラシの配布枚 協定事業者・・・5,900枚 各支所・市民センター・・・820枚 民生委員児童委員・・・300枚 ●令和6年度末時点 緊急通報装置設置台数：194台	昨年同様、包括連携事業者等、チラシの配布機会があれば依頼を行います。また、地域や団体から依頼があれば出前講座に出向くなど、今後も継続して周知啓発に努めます。	緊急通報装置設置台数	台	164	184	197	185	194	190	195	
(5) 高齢者福祉サービスの充実		P52	医療福祉政策課	①	協議体コーディネーター事業	・2022(令和4)年度末までに、38の地区で協議体(地域福祉ネットワーク会議)が設置されました。 ・設置後の各協議体が地域のニーズを把握しながら、各地域の実情に応じた事業運営ができ、また、協議体間の連携を深めることができるよう支援を行いました。	・引き続き未設置地区において設置支援に取り組むことが必要です。 ・設置後の運営支援については地域の実情に応じてきめ細やかな支援を行うことが必要です。	未設置の地区の協議体の設置については、地域の状況に応じた支援を実施し、早期の設置を促していきます。 設置後の各協議体が地域それぞれの状況に応じた地域課題の解決に向けて自主的に取り組めるよう、伊賀市社会福祉協議会と共に取り組みます。	地域福祉ネットワーク会議未設置地区においては、引き続き設置支援に取り組みます。 各協議体がそれぞれの状況に応じた地域課題の解決に向けて取り組めるよう、地域福祉ネットワーク会議連絡会で、研修会や情報交換を行います。	地域福祉計画策定の過程で改めて、地域福祉ネットワーク会議において、地域課題や解決に向けてやるべきことを考えてもらう機会を持っていただく。未設置地区も含めた39箇所を実施できるよう支援します。	地域福祉ネットワーク会議設置数	箇所	37	38	38	39	38	39	39	
		P52	介護高齢福祉課 (介護事業係) 地域包括支援センター	②	介護予防・生活支援サービス事業	ア.訪問型サービス イ.通所型サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援者だけでなく基本チェックリストにより把握された事業対象者に対し、多様なサービスを提供しています。 ウ.介護予防ケアマネジメント ・高齢者の多様な生活ニーズに対し、地域の実情に応じたサービスの提供が求められており、住民主体の支援等のサービスや一般介護予防事業の充実を図っています。	・要介護状態の高齢者が増加しており、介護予防や重症化予防につながる介護予防ケアマネジメントが重要です。 ・住民主体の支援等や一般介護予防事業の充実を図るとともに介護支援専門員と地域福祉コーディネーターとの連携等、インフォーマルサービスの活用を促進することが必要です。	ア.訪問型サービス 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と同等の「現行相当サービス」と、身体介護(利用者の身体に直接触れる介護サービス)を必要としない緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)を設定しています。また、シルバー人材センターが行う簡易なサービスも設定しています。今後も、個々の在宅環境に応じた支援を行います。 イ.通所型サービス 要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と同等の「現行相当サービス」と、入浴や機能向上トレーニングを必要としない緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を設定しています。今後も、自立に向けた支援を行います。 ウ.介護予防ケアマネジメント 利用者の心身の状況や家庭環境、生活の中で置かれている環境や状況に応じて、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターを中心に専門的な視点から支援を行います。介護予防や重症化予防につながる介護予防ケアマネジメントを通じて利用者本人がめざし希望する生活を維持できるよう支援していきます。また、地域社会資源の発見・創出もできる介護支援専門員を育成し、介護保険のみならず障がい福祉や生活困窮等幅広い知識を持ち、支援に活かすことができるよう、研修会の内容を工夫していきます。	ア・イについて、引き続き介護予防ケアマネジメントに基づいたサービス利用により、介護予防や重症化予防に繋がる支援を行いました。 ウ.介護予防ケアマネジメント 令和6年度は年間4,424件の介護予防ケアマネジメントを実施しました。居宅介護支援事業所向け研修の場において、地域福祉コーディネーターと交流を図り、地域課題の共有、インフォーマルサービスの活用促進について協議しました。	ア・イについて、従来の介護事業所によるサービス提供だけでなく、住民主体による生活支援サービス提供の可能性について検証していく。 ウ.介護予防ケアマネジメント 居宅介護支援事業所連絡会、居宅介護支援事業所向け研修の場で地域福祉コーディネーターとの交流の機会を持ち、地域課題の共有、インフォーマルサービスの活用促進を継続して協議していきます。										

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値	
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P54	地域包括支援センター	③	一般介護予防事業 (ア 介護予防把握事業)	・老人クラブや介護予防サロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発に努めています。 ・新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ規制が緩和されたことにより、徐々に活動を開始している団体も出てきています。 ・自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。	・身近な地域で仲間と共に介護予防に取り組める環境づくりとして、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行っていく必要があります。 ・本市には介護予防に資する社会資源がまだ不足しており、身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりを進めていくことが必要です。 ・介護予防に関する知識の普及啓発及び介護予防事業に対する需要が高まっているため、効果的・効率的な事業の検討・改善をして参加者を増やしていくことが必要です。 ・地域での教室開催が参加者の増加につながっているが、まだ参加に至っていない高齢者を通いの場へ促す方策について検討し、参加者を増やしていくことが必要です。 ・講座修了後に、グループ立ち上げに至らない地域も存在しているため、養成講座において動機付けを強化していくことが必要です。 ・誰でも気軽に参加でき、介護予防効果が高くなるようなサロン活動を継続して展開してもらえような仕組みを作っていくことが必要です。	本人や家族等からの相談、民生委員やサロンを運営している地域住民からの情報提供、地域に向かう専門職や地域福祉コーディネーター等との連携により収集した情報を活用して、虚弱や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握します。さらに、医療・介護データの分析を行い地域における高齢者の生活実態や健康課題を把握・明確化することにより、より効果的な介護予防施策の展開につなげます。	本人や家族、地域住民からの相談や情報提供、また他の職種との連携により、何らかの支援を要する人の把握に努めました。	本人や家族、地域住民からの相談や情報提供、また他の職種との連携により、何らかの支援を要する人の把握に努めています。	把握され介護予防事業等につなげた人の数	人	259	290	376	330	396	340	350
		P55	地域包括支援センター		(イ 介護予防普及啓発事業)			新型コロナウイルス感染拡大防止による活動等の自粛により、活動の機会が減ったことで心身に機能が低下してしまうことが懸念されていましたが、規制が緩和されたとはいえ予防対策は行いつつ、安心して通いの場での活動を継続できるように取り組んでいく必要があります。サロン等の場に参加することで閉じこもりを防ぎ、健康への不安を解消し、安心して在宅での生活を続けられるよう、老人クラブや介護予防サロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発により一層取り組んでいきます。2022(令和4)年度から、市内200箇所程度あるいきいきサロンのスタッフを対象に介護予防サロンに取り入れてもらいやすいメニューを指導することで、介護予防活動の導入を促進します。また、自宅や小グループで介護予防に取り組めるよう、フレイル予防に関するDVDを作成し、出前講座等で啓発や貸出しを行っています。	老人クラブやサロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発に取り組みました。いきいきサロンの代表者を対象に、サロンに取り入れやすい運動や脳トレなどを指導する研修を実施しました。(お達者講座1,108人)	老人クラブやサロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。	介護予防普及啓発事業への参加者数	人	4,566	7,419	9,697	11,000	10,922	11,500	12,000
		P55	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)						委託により実施している認知症・介護予防教室の開催については、新型コロナウイルス感染症が収束し始めて以降、年々参加者は増加しており、昨年を上回るペースで老人クラブや、いきいきサロン等から講師派遣の依頼があり、介護予防への関心が増しており、一回当たりの参加者も増加傾向にあり、ます。 ●令和6年度末時点 延べ参加人数：9,814人	委託事業については、委託先の社会福祉協議会と実施状況を共有し、介護予防への関心と知識の普及に努めます。また、介護予防活動を実施する地域のサロン活動団体への補助金について、適正な補助となるよう見直しを行います。									
		P55	地域包括支援センター		(ウ 地域介護予防活動支援事業)			介護予防リーダー養成講座を開催し、身近な地域で介護予防に取り組むグループの育成を図ります。住民主体の介護予防教室の新規立ち上げの支援を行うとともに、ボランティアの組織化等、効率的な介護予防の在り方を検討します。 また、介護予防事業を実施するサロンに対して適切な助成を行う等、市民自らがより積極的に介護予防に取り組むことができるように継続して支援を行います。	9月より介護予防リーダー養成講座を開始し、介護予防に関心が高い10名が受講を修了しました。運動を中心としながらフレイル予防に関する座学や実技発表等も内容に取り入れ、実践につなげやすい工夫をしました。 また、リーダー修了生に対し、知識・技術をアップデートするための研修開催やグループ立ち上げの支援を行いました。	介護予防リーダー養成講座を開催し、身近な地域で介護予防に取り組むグループの育成を図ります。住民主体の介護予防教室の新規立ち上げの支援を行います。 また、介護予防事業を実施するリーダー修了生を対象にスキルアップ研修を行う等、市民自らがより積極的に介護予防に取り組むことができるように継続して支援を行います。	介護予防グループの数	箇所	41	52	53	54	53	55	56

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度の取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値	
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P56	地域包括支援センター		(工 地域リハビリテーション活動支援事業)			介護予防では、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけるため、通所、訪問、地域ケア会議、市民主体の通いの場等において、経験豊富な理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職の技能を活かした取り組みを推進します。	介護予防リーダー養成講座で三重県理学療法士の理学療法士に講義を依頼し、介護予防と運動の効果についての講話により受講生の地域での活動のモチベーション向上につながりました。	介護予防リーダー養成講座で三重県理学療法士の理学療法士に講義を依頼し、介護予防と運動の効果テーマとした研修を実施します。									
		P56	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	④	配食サービス	・高齢による心身の機能低下等により、調理・買い物困難な在宅の一人暮らし等の高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供することで低栄養状態を改善するとともに安否確認を行い、健康で自立した在宅生活が送れるよう支援を行っています。	・高齢化が進み、支援が必要な人はますます増加し、抱えている課題は多様化しており、情勢に応じて対象要件等の見直しを行うことも検討することが必要です。	今後ますます世帯の高齢化が進み、支援が必要な人が増加すると見込まれ、在宅生活を送る上で食の自立は心身機能を維持するためにも重要です。栄養バランスのとれた食事の確保と健康で自立した在宅生活を維持していくための見守り支援として、配食サービスを継続して実施します。自立支援の観点からサービス提供にあたってはアセスメントを的確に行い、適切にサービスを提供していきます。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内やケアマネによりサービスの周知・啓発を行っています。 相談や申請が増加傾向にあり、利用者は昨年を上回っています。 ●令和6年度末時点： 延べ配食数：66,411食 延べ利用者数：2,320人	在宅生活を送る上で、食の自立は心身機能を維持するために重要であり、見守りを兼ねた食事の確保支援として、必要な人が利用を継続できるように、適切な周知・啓発とサービスの提供に努めます。	利用実人数	人	1,996	2,135	2,252	2,400	2,320	2,450	2,500
		P57	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	⑤	在宅支援サービス	・心身の障がい等の理由で、理容店や美容院に向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供しています。	・利用者の増加に繋げるため、周知方法を検討する必要があります。	一人暮らし高齢者の在宅生活を自立したものとするため、清潔で快適な生活を送る支援や、日常での軽易な作業について支援し、在宅生活を継続するための援助を行い、生活の質の向上をめざします。また、住民主体（自治会等）による生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行う「訪問型サービスB」の可能性について検討していきます。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内やケアマネ等によるサービスの周知・啓発を行っています。 ●令和6年度末時点 延べ件数：55件	在宅生活を清潔で自立したものとするため、必要な人が利用できるよう、適切な周知・啓発とサービス野提供に努めます。	訪問理美容サービス 利用件数	件	47	70	80	80	55	80	80
		P57	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	⑤	在宅支援サービス	・一人暮らし等高齢者の在宅生活を支援するため、外出の支援や家事の援助・家屋内の整理整頓、生活上の衛生面を保つための寝具の洗濯サービス等、在宅生活をする上でのちょっとした困りごとについて支援を行っています。	・シルバー人材センターに事業を委託しているが、安全管理や人材不足から個々のニーズに対応しきれないが増えていきます。シルバー人材センターに委託内容や人材派遣について、ニーズに対応いただけるよう協力を求めていることが必要です。	一人暮らし高齢者の在宅生活を自立したものとするため、清潔で快適な生活を送る支援や、日常での軽易な作業について支援し、在宅生活を継続するための援助を行い、生活の質の向上をめざします。また、住民主体（自治会等）による生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行う「訪問型サービスB」の可能性について検討していきます。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内や広報への掲載、ケアマネによる周知をしております。 令和6年9月末時点： 延べ利用時間：99（時間）	在宅生活を清潔で自立したものとするため、必要な人が利用できるよう、適切な周知・啓発とサービス野提供に努めます。	軽度生活援助サービス 事業利用時間	時間	186.5	152.0	206.0	180.0	180	180	180
		P58	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	⑥	養護老人ホーム	・養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活するための施設です。 ・高齢化の進展に伴い、低所得で経済的援助を求められる家族や身寄りのない人等家庭内での多様な問題を抱える高齢者が増え、養護老人ホームへの入所希望者は増えています。	・高齢化の急速な進展に伴い、生活困窮および社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者が増加することが見込まれ、福祉関係機関とのさらなる協議、連携が必要です。	地域で生活を送る高齢者等の生活上の課題を解決するため、相談の段階から、よりよい支援方法について福祉関係機関と協議する場を設け、適切な申請及び措置につなげていきます。 措置するにあたっては、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行います。 入所後は、入所者の自立支援および社会参加を促進します。また、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な人に対しては、在宅生活等の環境調整を地域包括支援センター等福祉関係機関とともに行います。	環境上・経済的な理由により在宅生活が困難な高齢者について、入所判定委員会を開催し、適切に入所措置を行います。 ●令和6年度 入所判定委員会開催数：2回 措置人数：15名	高齢化の進展に伴い、家族などの身寄りのない人、虐待等の問題を抱える高齢者が増加傾向にあり、養護老人ホームへの入所希望者が増加しているが、適切な申請の受付を行い、入所措置を行います。									
		P58	介護高齢福祉課 (介護事業係)	⑦	有料老人ホーム	・高齢者が食事の提供や健康管理、必要に応じた介護サービスを受けながら生活を送る施設であり、民間事業者が整備から運営までを行っています。 ・介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームに入居している場合は、介護給付が受けられ、一定の自己負担で介護サービスの利用が可能となっています。	・一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者が増加することが見込まれ、高齢者の需要を把握していくことが必要です。	介護保険施設や他の居住系サービス等の整備により、有料老人ホームに対するニーズはほぼ充足していると考えられますが、一人暮らしや夫婦のみの暮らしに不安を覚える高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、有料老人ホームの需要の把握に努めます。また、今後も介護保険サービス事業所等一覧に掲載し、必要な人への情報提供を行います。	需要の把握は、次年度において改めて事業計画策定に向け実施するニーズ調査で行うこととし、今年度は引き続き必要としている人へ必要な情報が届くよう、内容を精査し情報提供を行いました。	第8次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査において、有料老人ホーム等高齢者の住まいについての状況を把握する。									

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

【資料1-1】
[基本目標1]

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現状	課題	施策の展開	令和6年度の進捗状況	令和7年度の取り組み内容	指標	単位	実績値			見込値	(実績値)	見込値	
													令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(6) 住み良いまちづくりの推進	P59 介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	①	高齢者の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用できる交通手段として、伊賀鉄道、近鉄大阪線、JR関西本線・草津線などの鉄道、三重交通の路線バス、行政バスや地域運行バス、タクシーなどの公共交通が運行しています。 公共交通機関を補完する移動手段として、病院や各企業が運行する送迎バスや、「福祉有償運送」等も運行しています。 福祉有償運送は、公共交通機関やタクシー等での移動に制約のある高齢者等を対象に、定期的な通院、通所、レジャー等を目的に、特定非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人等により展開されています。 本市では、安定的な事業運営ができるよう福祉有償運送事業を行っている事業者に対し支援を行い、移動制約者のための交通手段の確保に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動制約者にとって福祉有償運送事業による移動支援サービスは通院や買い物など社会生活を送るうえで必要不可欠な手段であるため、引き続き安定的な運営が行えるよう支援することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送の利用ニーズが高まる中、本市内の交通整備を行う関係機関等と連携し、福祉有償運送事業を行う非営利活動法人(NPO法人)等の安定的な運営を継続して支援してまいります。さらに、道路運送法に基づく許可・登録が不要な自家用車を使用し、地域が主体となって、高齢者の通院や買物等の移送や移送前後の生活支援を行う「訪問型サービスD」の可能性についても検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送については、6つのNPO法人、3つの社会福祉法人が運営しています。NPO法人については、安定的な運営の継続支援として補助金申請を受け付けています。 新たな移動支援サービスの可能性の検討をすすめるため、地域交通や移動支援に関する担当部署が集まり、現在の状況や課題について報告や意見交換を行いました。 	福祉有償運送事業補助金額	千円	9,664	10,522	9,818	11,448	6,807	11,500	11,500			
				P60 住宅課	②	高齢者の居住支援	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や介護に不安を抱く一人暮らし等の高齢者が、施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすための高齢者住宅について関心が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加により、高齢者の身体機能に対応した住宅の整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅団地の再編にあたっては、高齢者の身体機能に対応した住宅を提供できるよう努めます。また高齢者が安心して生活するために、住宅を必要とする人への情報提供ができるよう関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅団地の再編による整備は進んでいませんが、現行の市営住宅において手摺等を設置するための模様替申請に対して14件の承認を行いました。 	市営住宅の入居者の高齢化が進んでおり、高齢者が安心して生活できるよう身体機能に応じた住宅整備の支援を行います。								
	P61 介護高齢福祉課 (介護事業係)	①	災害時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、さらに災害時の避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の作成に向け関係機関とくみづくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に迅速かつ的確な救援活動を行うためには、一人暮らし高齢者等要配慮者の情報を把握していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 平時における地域での見守り活動を充実させるため、避難支援関係者に、情報提供に同意した避難行動要支援者の情報を提供します。また、地域の共助(助け合い)により災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう個別避難計画の作成に取り組み、地域の防災体制の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿に登録されている者の個別避難計画策定に向け、モデル地区を設定し、地域や地域福祉コーディネーター、ケアマネジャー等福祉関係機関等へ順次説明会を行い、防災への意識向上を図りました。 モデル地区として選定した地区のうち「西柘植」地区において、個別避難計画の策定を福祉関係機関を中心に実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の西柘植地区に引き続き、モデル地区として「府中・中瀬・島ヶ原」の3地区を選定し、今年度は、住民自治協を主体とした個別避難計画策定を進めています。 											
(7) 安全・安心のまちづくりの推進	P61 介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	②	防犯啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法、特殊詐欺、ネットトラブルなどに関する相談は後を経たず、高齢者を狙った振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は高い傾向で推移しています。 被害を未然に防ぐため、街頭啓発や出前講座などの回数を増やすことにより、啓発を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を対象とした特殊詐欺の被害は依然として多発しており、手口も多様化、複雑化しており、福祉関係機関との連携を図っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の防犯意識を高めるため、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」等の福祉関係機関と情報共有を行い、継続して注意喚起を行います。また、出前講座の申込みが増加するよう、周知や広報の方法を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市高齢者あんしん見守りネットワークに登録のある事業者に対して、登録情報の確認を予定しています。 今後はサロンや老人クラブ等に対して、資料を送る際に、住民課が行っている消費者トラブル対策出前講座の案内を同封するなど、防犯意識を高める機会の提供を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークを通じ、高齢者を対象とした犯罪を未然に防ぐための研修や講座の開催情報を周知する等、困りごとを抱えた高齢者の発見・連絡・支援を円滑に行えるよう、ネットワークの充実に努めます。 											
	P62 介護高齢福祉課 (介護事業係)	③	災害や感染症に対する備え	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なもので、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続する必要があるため、令和6年4月から、各介護事業所には、業務継続計画の策定が義務付けられています。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の点検整備など、平常時から備えておく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害や感染症への対策を充実していくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図るとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、介護サービス事業者などへの集団指導などを通じ、職員への定期的な研修及び訓練の実施を働きかけ災害時においても適切な対応ができるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市指定の地域密着型サービス事業所において定期的開催されている「運営推進会議」において、感染症への対策や防災への取り組み状況など把握に努め、必要な助言を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度も引き続き、「運営推進会議」を通じて各事業所の取り組み状況や課題等を把握し、必要な情報などがあれば、随時周知していく。 											